

京都地裁は原告敗訴

生活保護引き下げ訴訟

国が生活保護基準額を2013年から段階的に引き下げたのは不当だとして、京都市の受給者42人が市を相手取り、減額決定の取り消しなどを求めた集団訴訟の判決が14日、京都地裁であつた。増森珠美裁判長は「厚生労働相の判断の過程や手続きに過誤、欠落があ

つたとはいえず、裁量権の逸脱にはあたらない」として原告側の訴えを退けた。同様の訴訟は全国29地裁で起こされ、地裁判決は今回で5件目。今年2月の大阪地裁は減額決定を取り消したが、原告側の訴えを退ける判決は4件となつた。争点となつたのは、生活

保護費のうち、衣食や光熱費など日常生活に必要な費用にあたる生活扶助費の基準額の引き下げ。国は「08～11年に物価の指数が4・78%下がった」とする厚生労働省の算定に基づき、物価が安くなる「デフレ」の調整などを行い、15年までの3年間で計約670億円を削減した。削減幅は最大10%で戦後最大だつた。増森裁判長は、デフレ傾向が続いた08年以降、基準額が据え置かれていたとし「(受給者と一般国民の)

不均衡を是正する必要があつたとした判断が不合理とはいえない」と指摘。08年を起点に物価下落率を算出したことも「デフレ調整の目的に照らし、相応の合理的な理由がある」とし、「下落幅が大きくなるように恣意的に選んだ」とする原告側の主張を退けた。原告側は、生存権を保障した憲法25条に反するとして国に損害賠償も求めていたが、増森裁判長は「基準額改定に違法はない」とし、認めなかつた。(白見はる菜)